

# 令和6年度分 佐渡市地域おこし協力隊起業支援補助金 審査要領

令和5年12月 日

## 1 審査方法

### (1) 事前審査

- ① 事務局（地域づくり課）において、提出のあった書類審査を行う。
- ② 各提出書類の記入漏れ、添付書類の漏れ等について確認する。
- ③ 書類審査は、別紙1のチェックリストで行い、結果を資料として使用する。

### (2) 地域おこし協力隊起業支援補助金交付審査会議

開催日時：令和6年1月31日（水）午後1時30分～

開催場所：佐渡市役所第2庁舎第6会議室（佐渡市千種232番地）

- ① 事前協議書の提出者（以下「提出者」という。）は、持ち時間15分程度のプレゼンテーションを行う。その後質疑応答時間を10分程度設ける。
- ② プレゼンは、パワーポイントを用いて行う。
- ③ プレゼン終了後、同会場にて審査を行う。その際、提出者は退場する。
- ④ 審査は、提出書類及びプレゼン内容について採点方式で行う。

## 2 審査基準

提出のあった事前協議書の内容やプレゼン内容を次の審査基準に基づき、総合的に評価する。

### (1) 地域性

- ① 地域の課題やニーズを捉えているか。
- ② 地域の特色や資源を活かした提案であるか。

### (2) 実現可能性

- ① 事業の目的や内容が明確で実現可能な提案であるか。
- ② 効果や成果が期待できるか。

### (3) 妥当性

- ① 収支計画の金額は妥当であるか。
- ② 事業の実施期間に無理はないか。

### (4) 自立性・将来性

- ① 事業の継続や発展に期待できるか。
- ② 将来性が期待できるか。

### (5) 実効性・実施体制

- ① 事業に対する熱意が感じられるか。
- ② 事業に必要な実施体制が整っているか。

### 3 採点方法

審査の採点方法は、別紙2の審査票により審査基準ごとに5点満点（一人25点満点）の評価点数を合計する。なお、点数評価の目安は次のとおりとする。

評 価	点数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

### 4 審査員

知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、5人以内の者を審査員として市長が参加を求める。

### 5 決定方法

審査における補助金交付の適否の決定は次のとおりとする。

- (1) 審査員の評価点数の合計の平均が15点以上の提案を採択予定事業として決定する。
- (2) 審査結果は、「地域おこし協力隊起業支援補助金事前協議回答書（要綱様式第2号）」により、提出者に遅延なく通知する。